

日本語教育機関教育活動評価

自己点検・評価票

日本語教育機関名: 専門学校湖東カレッジ 日本語科 (令和7年度)

作成: 令和8年4月27日

理念・教育目標	A	B	C
<p>理念</p> <p>学校法人 湖東学園 専門学校 湖東カレッジ 日本語科は、大学、高等専門学校、専修学校などの高等教育機関への進学のための日本語教育及び日本理解の教育を通して、確かな知識・技能・表現力を修得させる。単に教育を受ける受動的な存在に留まらず、生徒を「社会的存在」として捉え、自らが社会の一員として能動的に参画し、我が国の伝統文化や生活ルールを正しく理解した上で、地域社会との連携や多文化共生社会の発展に自立的・協働的に貢献できる、幅広い視野と豊かな人間性を備えた人材を育成することを基本理念とする。</p>		—	
<p>教育目標</p> <p>① 高等教育機関での学修を支える実践的な日本語能力(アカデミック・スキル)を養成する。そのため、B2レベル以上(JLPT N2相当以上)に到達することを目標とし、5つの言語活動領域(聞く・読む・やり取り・発表・書く)の各技能を複合的に組み合わせた「言語活動統合型授業」を展開し、専門的な話題での討論や論文作成ができる力を養う。</p> <p>② 課題探求学習を通じた自律的学習力や課題解決力を備えることを目指す。課題探求の能力としてA1・A2レベルの生徒には日常生活に関する諸課題、B1・B2レベルの生徒に対し、日本及び世界が抱える諸課題(例えば、CO2増加に伴う自然災害への影響、少子高齢化に向けた解決策、平均寿命と健康寿命への対応策等)の調査・分析・発表に取り組みせ、論理的思考力を養成する。また、「生徒ポートフォリオ」を活用した自己評価に基づく学習管理を行うことで、進学後も自らの学びを自律的に調整できる能力を修得させる。</p> <p>③ 地域社会の多様な他者と調和・協働して生活できる能力を構築することで、我が国の多文化共生社会の促進および母国との交流・友好に寄与する人材を養成する。地域交流やボランティア活動、実習等に積極的に参加する。日本の文化、価値観、社会ルールを実体験として理解し、多文化共生社会において適切に行動し貢献できる能力を育成する。</p>		—	
<p>育成する人材像</p> <p>日本語教育を通じ、異文化を理解し、コミュニケーション能力を有し、国際社会の発展に貢献する有為な人材を養成すると共に、日本への理解を深め、時代の変化に対応し、より良い共生社会及び国際的な文化交流に寄与できる人材育成を図る。</p>		—	
1. 学校運営	適合		
<p>1-1 日本語教育機関の告示基準に適合している。</p> <p>* R7年10月10日に入管から承認の書類あり。</p>		○	
2. 入学者の募集	A	B	C
<p>2-1 教育内容を含む最新、かつ、正確な学校情報を開示している。これらは想定する入学志願者の理解できる言語で行うよう努めている。</p>		○	
<p>根拠</p> <p>ホームページ上に学校情報、シラバスを掲載している。日本語でのみ開示しているため、今後入学志願者が理解できるよう多言語での公開に努める。</p>			
<p>2-2 海外の募集代理人(エージェント等)の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。</p>	○		
<p>根拠</p> <p>募集担当を配置し、現地まで学校説明会に行き、報告書を提出させている。 ※ネパールは現地にて学校説明会を実施。中国はオンラインにて実施している。</p>			
3. 入学者選考	A	B	C
<p>3-1 入学者の選考に関し、学習能力、勉強意欲、経費支弁能力、日本語能力等について根拠資料で確認する等、適切な方法により確認している。</p>	○		
<p>根拠</p> <p>募集担当による現地での筆記試験と面接、及びオンラインによる学園長、校長、主任による面接で確認している。また、在留資格申請書類や願書の記載事項(経費支弁者の年収、職種、学生の留学理由)により判断、確認している。</p>			
<p>3-2 入学者の選考に当たっては、学校関係者(職員等)が面接等を行うよう努めている。</p>	○		
<p>根拠</p> <p>オンラインによる学園長、校長、主任による面接を実施している。</p>			

4. 納付金	A	B	C
4-1 入学検定料、入学金、授業料その他納付金の金額、納付時期、納付方法、及び学費以外に入学後必要な費用を募集要項等に明記している。	○		
根拠 校納金に関してホームページ、募集要項、機関案内に記載している。			
4-2 関係諸法令に基づいた学費返還に関する規程を定め公開している。	○		
根拠 学則に規定している(学則第32条に記載)。			
4-3 上記4. 1及び4. 2については入学志願者、在籍者及びその経費支弁者の理解できる言語で情報公開に努めている。		○	
根拠 日本語でのみで公開しているが、今後入学志願者の理解できる言語での公開に努める。			
5. 学生支援	A	B	C
5-1 日本社会を理解し、適応するための取り組みを行っている。	○		
根拠 日本で生活する上で必要な交通安全講習会、ゴミ分別講習会、避難訓練等の防災講習を入学してすぐ行っている。また、日本事情の科目において、日本社会を理解するための学習内容を取り入れ、日本社会に適応できるよう取り組んでいる。			
5-2 進路指導を適切に行っている。	○		
根拠 1年生の後期、2年生の前期、後期に学生と面談し必要な進学情報を提供している。また、面談の内容を学生カルテに記録している。			
5-3 重篤な疾病や傷害及び交通事故のあった場合の対応を定めている。	○		
根拠 危機管理マニュアルに従っている。			
5-4 入管法の留意点については学生へ伝達、指導を定期的に行っている。	○		
根拠 入国時のオリエンテーションで外国人スタッフが学生に周知している。また、入管が出しているオリエンテーション動画も視聴させている。さらに、湖東学園に特化した注意点(校内の注意点)なども説明している。			
5-5 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取り組みを継続的に行っている。	○		
根拠 入国してすぐのオリエンテーションで各国募集担当職員が上記について説明をしている。また、長期休み前に警察署の方に防犯や資格外活動、交通ルールについて指導していただいている。			

6. 教員	A	B	C
6-1 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容を明確に定めている。		○	
根拠 校長、主任教員、専任教員、生活指導担当の役割分担はしているが、職務内容を明確にした規定を今後作成しなければならない。			
6-2 教職員の教育力及び支援力強化のための研修等を実施するとともに、他機関の実施する研修会などへの参加を促している。		○	
根拠 学内での勉強会を実施し、紀要にまとめている。他機関の実施する研修会の情報共有が不足しているためそれらの研修会に対して情報を収集し参加を促す。			
6-3 教員評価を適切に行っている。		○	
根拠 校長が授業見学を実施し、評価している。授業見学のみの評価に留まっている。適切な評価項目を設定して授業力の向上に努める必要がある。学生による授業評価を取り入れる。			
7. 教育活動	A	B	C
7-1 理念・教育目標に合致したコースを設定し、カリキュラムを体系的に編成している。	○		
根拠 理念・教育目標に合致したコースを設定し、カリキュラムを体系的に編成している。			
7-2 授業開始前までに学習者の日本語能力を試験等で判定し、適切なクラス編成を行っている。	○		
根拠 授業開始前にプレースメントテストを実施し、日本語能力に応じたクラス編成を行っている。			
7-3 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。		○	
根拠 教員全員が専任で、担当授業は23コマ(45分/1コマ)で適切である。ただ、2年目の教員が進路指導まで行っていることが気がかりである。2年目以下の教員に対しての支援が必要で指導力実践力の向上に努める必要がある。			
7-4 授業記録簿等を備え、実施した授業を正確に記録している。	○		
根拠 授業記録簿に記録している。日誌がある。			
7-5 理解度、到達度の測定と評価を実施期間中に適切に行い、その結果を的確に学生に伝えている。	○		
根拠 理解度、到達度テストを実施し評価している。結果を学生に周知している。ルーブリック評価、ポートフォリオ評価などを取り入れていく。			
7-6 授業評価を含む教育活動の評価を定期的に行っている。		○	
根拠 カリキュラム、シラバス、教育方法、教材評価などが不十分であり、今後充実させていく。			

8. 教育施設	A	B	C
8-1 教室内は十分な照度があり換気がなされているとともに、語学教育に必要な遮音がなされている。	○		
根拠 照度は問題なし。定期的な換気を実施。遮音もなされている。			
8-2 授業時間外に自習できる部屋の確保に努めている。	○		
根拠 図書室を自習室として使用できる。また、各教室も使用可能。			
8-3 法令上必要な設備を備えている。	○		
根拠 保健室、図書室、トイレ、事務室、教室(机、椅子)など告示基準における設備は完備している。			
9. 安全・危機管理	A	B	C
9-1 対象となる学生全員が国民健康保険に加入している。	○		
根拠 入学してすぐ市役所で国民健康保険加入の手続きをしている。			
9-2 感染症発生時の措置を定めている。	○		
根拠 校長・学園長への報告・連絡・相談を徹底している。措置・対応について危機管理マニュアルに即して対応している。コロナインフルに関してWebサイトにある一般的な遵守事項を周知している。結核の場合の対処法も規定済み。			
9-3 気象警報発令時の措置、災害発生時の避難方法を定め、教職員及び学生に周知している。	○		
根拠 校長・学園長への報告・連絡・相談を徹底している。学園長、校長からの連絡を学生に周知している。防災訓練を定期的実施している。 気象警報発令の場合、学園長が休校を決定し、担任が連絡網を使い学生に通達する。寮に関しては寮の管理者→主任教員→教員の順に連絡事項を通達する。			
10. 法令の遵守等	A	B	C
10-1 法令遵守に関する担当者を定めている。	○		
根拠 法令遵守に関する担当者(主任教員)を定め、教職員に周知している。			
10-2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取り組みを行っている。		○	
根拠 パワハラ研修などのコンプライアンス研修を実施している。ハラスメントの窓口となる校長、総務局長への連絡先を周知させている。他のハラスメント等に関する研修も実施する。			
10-3 個人情報保護のための対策をとっている。	○		
根拠 学生情報を外部に持ち出さないなど個人情報保護を徹底している。			
10-4 地方出入国在留管理局、その他関係官公庁、への届け出、報告を遅延なく行っている。	○		
根拠 担当者を決め遅延なく行っている。			

A:「達成されている」あるいは「適合している」項目

B:「一部未達成」であるが、1年を目途に達成あるいは適合が確実な項目

C:「未達成」あるいは「適合していない」項目